

令和2年12月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日 水曜日 15時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	日笠山 隆
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2 報告第7号 合意解約について

日程第3号 2 議案第55号 農地法第三条の規定による許可について

日程第4号 2 議案第56号 農地法第五条に規定による許可について

日程第5号 2 議案第57号 非農地証明について

日程第6号 2 議案第58号 あっせんについて

日程第7号 2 議案第59号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

日程第8号 2 議案第60号 荒廃農地の非農地判断について

日程第9号 2 議案第61号 令和元年度西之表市地積調査事業に伴う地目変更について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

15時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○お疲れ様です。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年12月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1 西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。14番委員、1番委員を指名いたします。
日程第2号 2報告第7号	議長 事務局長	○日程第2報告第7号合意解約について、事務局に報告を求めます。 ○日程第2報告第7号合意解約についてを説明いたします。資料は1ページから2ページです。 今月の合意解約は1番から5番の5件で、台帳現況地目畑8筆、2万436㎡の合意解約がありました。以上で説明を終わります。
日程第3号 2議案第55号	議長 事務局長 議長 議長 4番委員	○これより議案審議に入ります。 日程第3議案第55号農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。 事務局に議案説明をお願いします。 ○日程第3議案第55号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。資料は3ページから4ページです。今月は賃借権設定2件、所有権移転3件、合計5件の申請がありました。 1番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の6筆で、合計面積1万6,624㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 2番です。榕城城地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,371㎡を贈与により所有権移転するものです。 3番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,213㎡を賃借により3年間借り受けるものです。 4番です。現和西俣地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積4,210㎡を贈与により所有権移転するものです。 本件4番については、許可後の経営面積が4,210㎡となり、下限面積の20aを超えます。 5番です。現和近政地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積474㎡を売買により所有権移転するものです。以上で説明を終わります。 ○はい。それでは順次、担当の報告説明をお願いします。 ○整理番号1番が私の担当ですので私のほうから、説明報告をしたいと思います。 12月20日13時40分、担当推進委員、借人立ち会いで現地を確認しました。 この畑は、貸したい借りたい総点検で、担当推進委員が取りまとめたわけですけれども、認定農家が借り受けることになりマッチングがうまくいったものであります。 条件としては、これから1年かけて畑を耕し、ちょっと形状も悪いところがあったりしますので、その辺も、1年かけて整備して、令和3年のサトウキビの秋植えから始めまして、賃借料は、令和4年の4月に前払いという形で、一年間は賃借料発生しないということで、決定をしております。 貸人の方は90歳ということで高齢のため、電話で確認をし

5 番委員	<p>ております。申請どおり間違いありません。 また、借人のほうは、認定農業者で、機械もすべてそろっており、一生懸命頑張っている認定農業者です。審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>○5 番です。次に整理番号2について説明いたします。 12月20日14時に、担当推進委員と譲受人とともに、現地の調査をしております。 譲渡人は譲受人の父の弟の奥さんということでした。 譲受人は中野に住んでいる安納イモ栽培をしている農家であります。 現地は、城地域の山手の農地で、梅、ミカン、柿、バナナ等譲受人が以前から管理作業を受託していたということでした。 譲渡人には、22日に自宅を訪問して聞き取りをしてきました。 とても百歳と思えないような元気な方で、しっかりとした方でした。</p> <p>申請どおり、問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
1 番委員	<p>○はい、1 番です。整理番号3番につきまして、報告をいたします。</p> <p>12月20日、推進委員と借人とともに、現地調査を行いました。</p> <p>貸人につきましては、高齢とちょっと腰が悪いということで、規模縮小ということで、今回、お互い話し合いでこういう契約が成立したということです。</p> <p>借人に関しましては、以前は、大規模なキビ農家である義理のお父さんと、キビの経営をしておったわけですが、義理のお父さんが亡くなられたということでありまして、今は、義理のお母さんのほうが、経営は引き継いでおります。</p> <p>今回、この農地につきましては、軍場の焼酎工場の近くの農地ではありますが、これを借り受けて、キビの作付を行っていくということでございます。</p> <p>賃料につきましても、畑かん完了済みの農地でありまして、10a当たりの賃料は1万円、そして、維持管理費は借人が支払うということで、協議済みであります。</p> <p>双方確認の結果、申請どおり間違いありませんでした。以上です。</p>
6 番委員	<p>○6 番です。番号4について報告いたします。</p> <p>12月24日10時30分より、譲受人と譲渡人二人の代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>譲受人と譲渡人の代表は親子でございます。このたび、譲受人は、譲渡人の後継者としてUターンし新規就農して、当申請地を譲り受けて、安納いもの作付をするそうでございます。</p> <p>また、譲渡人の農産部全般の経営を勉強しながら、会社の経営向上に努めたいとのことでございます。機械類は譲渡人のほうに一式そろっており、技術的には、譲渡人内にたくさん農業従事者がおりますので、指導を受けながらやっていくと思っておりますので、問題ないと思われま。譲受人本人とも確認をとっております。許可相当と考えます。</p> <p>続きまして整理番号5について報告いたします。</p> <p>12月22日午前8時、譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、登記簿上畑になっておりますが、水田として利用するため整地したところでございます。しかし、水の確保が難しく、現在、譲渡人は保全管理をしているというだけだそうでございます。この地は、譲受人の自宅の前であることから、今回の売買になったようでございます。</p> <p>譲受人は、安納イモ・ジャガイモ・米を生産する専業農家でございます。</p> <p>なお、譲渡人には電話で確認をとっております。確認の結果、許可相当と考えます。以上でございます。</p>

	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員から報告がありました。 この件について皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします (挙手なし)
	議長	○ないようですので質疑を終了しまして、これより、議案第55号農地法第3条の規定による許可についてを採決いたします。 許可することに賛成する委員は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
	議長	○ありがとうございました。 全会一致でありますので、本案は許可することに決定いたしました。
日程第4号 2議案第56号	議長	○続きまして、日程第4議案第56号農地法第5条の規定による許可についてを審議いたします。 事務局、説明をお願いします。
	事務局	○日程第4議案第56号農地法第5条の規定による許可についてを説明いたします。資料は5ページです。 1番です。申請地は下西下石寺地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積1,795㎡であります。申請理由としましては、借人は土木建築業及び砂利採取業を営んでいるが、申請地の砂利採取を行いたいとのことです。 土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。 周辺は畑や山林等がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。 また、預金残高予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。 なお、許可指令書の交付については砂利採取法による許可申請が12月21日付けで行われており、その申請の許可と同日になります。 2番です。申請地は現和西俣地区の土地3筆で、台帳現況地目畑、合計面積780.95㎡であります。申請理由としましては、借人は現在借家住まいであるが、譲渡人の農地を譲り受けて、農家住宅を建築したいとのことです。 土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地の「市街地内農地」に該当すると判断されます。 周辺は宅地や道路等がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。 また、融資予定証明書及び預金残高予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。 以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。 これについては、合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。
	12番委員	○12番です。整理番号1・2について、報告をいたします。 12月24日、事務局より2名、調査委員の12番13番各担当委員計5名で合同調査を行いました。 まず番号1について報告します。 貸人は、畑が荒れており整地して牧草を植えたいと思い、借人をお願いしたところ、工事の途中で入り口付近に砂があるこ

	<p>とがわかり、借人は、近くで砂利採取をしていますので、この砂を使いたいと思い、今回の一時転用の申請となったそうです。県への砂利採取の許可申請もあわせて行っているそうです。周辺に農地はなく、周辺の営農に支障をきたすことはないと思われま。</p> <p>以上調査の結果、申請が農地法5条の規定どおりであり、許可相当ではないかと、意見の一致をみるところでした。</p> <p>続いて、番号2について報告いたします。</p> <p>譲受人は、先ほど、議案第55号の番号4において、審議、許可された方です。</p> <p>譲渡人より、畑を譲り受け新規就農する若者です。9月で鹿児島での仕事をやめ、10月より、当地域で農業のことを勉強しているそうです。妻子とは、分かれて暮らしており、早く家を建てて呼びたいとのことでした。</p> <p>申請地は、集落内にあり、周囲は宅地・道路に面しており、周辺に農地はなく、農業への影響はないと思われま。また、汚水生活排水等は、合併浄化槽により浄化し南側市道側溝に放流するとのこと。提出されました書類も一式そろってありました。</p> <p>地元集落にとりましても、若い5人家族がふえることは、当集落として、現和地域の活性化につながると思われま。</p> <p>以上、調査の結果、申請が5条の規定どおりであり、許可相当ではないかと意見の一致を見るところでした。</p> <p>皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	○ありがとうございます。ただいま調査委員長から報告がありましたけれども、これにつきまして担当委員のほうから何か補足説明をすることがあったらお願ひいたします。
2番委員	○2番です。整理番号1番に関しては、調査委員長の報告どおりで、特にありません。
6番委員	○6番です。2番については詳しく調査委員長のほうから報告ありました。 頑張って、後継者として育てていってほしいと思われま。以上です。
議長	○はい、ありがとうございます。ただいま担当委員並びに調査委員長から報告がありました。 本件について、皆さんから何か質問がありましたら、挙手でお願ひいたします。
	(挙手あり)
1番委員	○すみません。ちょっと。この2番の農家住宅ですけど、台帳地目は宅地となってる場合でも、やはりこういう申請はやっぱり必要になってくるんですか。
事務局	○はい、事務局からなんですけれども、農地法では農地という定義が、地目には関係なく、現況で、この写真見てのとおり現況が畑ですので、現況畑のところは農地として取り扱うということになっておりますので、転用申請が必要になります。
議長	○住宅を建築する目的の農地転用の面積の上限についても説明をお願いします。
事務局	○県の規定により、住宅建築の目的としての農地転用面積の上限は、原則500㎡までとされておりま。また、農家住宅の敷地については、1,000㎡以下までとされておりま。
議長	○はい、ありがとうございます。ほかに質問がありますか。
	(挙手あり)
10番委員	○10番です。整理番号1についてなんですけど、砂利が山盛りになっているんでしょうか。 それとも、土地自体に砂利がたくさんあって、それを掘ることですか。
事務局	○スライドで説明しますと、この部分に山砂があってここを採取したいと。 申請地に客土を行っていたら、その工程で山砂が見つかり、工事を請けた業者借人が砂利採取を行いとのこと、今回、県

	議長	への砂利採取許可申請と併せて申請したものです。 ○ほかに
	8番委員	(挙手あり) ○はい、写真で見ると、ものすごく法面が高く砂が多いような状況なんですけども、隣接する土地はどのような状況状態なんです。向こう側は。 また、このままじゃ、ちょっと、砂利採取で平地になるのかそれはわかりませんが、雨により法面がくずってきて、ひどい状況になると思うんですけども、向こう側の状況は、何かあるんですか。
	12番委員	○あの先は、この畑の通路になります。その先は、別の建築会社が購入した土地になります。 実際のところ、砂は大した量はないと思います。100か200㎡そこらじゃないかと思えます。 ご指摘の通り、無理して採取すると、これは向こうの方に、宅地のほうの造成道に迷惑をかけますので、被害防除計画書と被害防除に関する誓約書の提出を確認しました。 今、西之表における砂の供給状況は、砂が非常に少ない状態ですので、少しでも使いたいということで、県への砂利採取の許可とあわせて申請したようです。
	議長	○よろしいですか。 ほかに。
	1番委員	○今回、手前ですね、その手前も、申請地に入ってるんですか。
	事務局	○施設に入っております。砂利採取は、今説明されたところで行いますけれども、一応保全地ということで、ダンプが往来したりとかしますので、実際の砂利採取するところから、5m程度ほど緩衝地帯を設けないといけないということで、申請人の代理の方から説明を受けまして、申請地は、農地として利用できませんので、砂利採取を行う間は、事業の保全地ということで、耕作道含めて一時転用ということで審議をお願いしています。
	1番委員	○一時転用ということは、転用終了後は農地利用することですね。
	事務局	○はい、砂利採取終了後は、農地に復元して牧草を作付することでお伺いしております。
	議長	○ほかにございませんか。ないようですので、質疑を終了し議案第56号を採決いたします。 農地法第5条の規定による許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	議長	(全員挙手) ○ありがとうございました。 全会一致であります。本案は許可することに決定いたしました。
日程第5号 2議案第57号	議長	○続きまして日程第5議案第57号非農地証明についてを審議いたします。 事務局、説明をお願いします。
	事務局	○日程第5議案第57号非農地証明についてを説明いたします。資料は6ページです。 1番です。現和庄司浦地区です。台帳地目は畑ですが、平成15年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。 以上で説明を終わります。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。 続いて、合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。
	12番委員	○番号1について報告いたします。 12月24日、事務局2名、調査委員として12番委員13番委員、担当委員1名で調査を行いました。 ここは、写真を見てのとおりで全面竹林です。申請どおり、間違いありません。

		<p>この土地は、交付基準1(イ)に該当し、申請どおりであり、許可相当ではないかと、意見の一致を見るところでした。以上です。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。 ただいま調査委員長から報告がありましたけれども、これにつきまして担当委員のほうから何か補足説明をすることがあったらお願いいたします。</p>
	6番委員	<p>○6番です。委員長説明のとおりでございます。面積も162㎡ということで、ほんとに畑にならないっていう感じのところでございます。 間違いありません。以上です。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。 この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ございましたら挙手をお願いいたします。</p>
	議長	<p>○ないようですので、質疑を終了し、これより、議案第57号を採決いたします。 非農地証明について、原案どおり承認することに賛成する委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。 全会一致(賛成多数)ですので、本案は、承認することに決定いたしました。</p>
日程第6号 2議案第58号	議長	<p>○続きまして、日程第6議案第58号あっせんについてを議題とします。事務局に議案説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>○日程第6議案第58号あっせんについてです。資料は7ページから8ページです。 1番売りたいの申し出です。場所は上西・横山地区です。あっせん委員につきましては、4番委員と、5番委員をお願いいたします。 2番貸したいの申し出です。場所は現和・西俣地区です。賃借料については、標準額で、契約期間は3年を目途にお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、6番委員と、12番委員をお願いいたします。 3番貸したい・売りたいの申し出です。場所は国上・中目地区です。1687番53及び1687番55は2筆で1枚となっております。貸し出しはフリージアの収穫後にお願いしたいとのことです。賃借料については、標準額で、売買の場合は相場でお願いしたいとのことです。 あっせん委員につきましては、3番委員と、9番委員をお願いいたします。 以上です。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。ただいま、事務局から説明ありましたけれども、何か皆さんから質問等ありましたら。 (質問等なし)</p>
	議長	<p>○ないようですので、あっせん委員になられた方は、よろしくをお願いします。</p>
日程第7号 2議案第59号	議長	<p>○続きまして、日程第7議案第59号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題とします。 事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>○日程第7議案第59号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。 まず始めに、利用権の設定を説明いたします。9ページをお開き下さい。 1段目です。期間が令和3年1月1日から令和5年12月31日の3年間、地目畑、面積は2,370㎡、合計面積2,370㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。 2段目です。期間が令和3年1月1日から令和7年12月31日の5年間、地目田、面積4,439㎡、合計面積4,439㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。 3段目です。期間が令和3年1月1日から令和8年12月31日の6年間、地目畑、面積5,386㎡、合計面積5,386㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。 4段目です。期間が令和3年1月1日から令和12年12月31日の10年間、地目田、面積1,648㎡、合計面積1,648㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p>

内訳については10ページを、詳細については11ページから15ページをご覧ください。

続きまして所有権移転を説明します。16ページをお開き下さい。

令和3年1月1日に所有権を移転するものです。地目畑及びその他、面積1,598㎡及び1,567㎡、合計面積3,165㎡、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。

内訳については17ページを、詳細については18ページから21ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。22ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和2年12月31日から令和7年12月30日の5年間、地目畑、面積1万3,893㎡、合計面積1万3,893㎡、利用権の設定をする者4人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和2年12月31日から令和8年2月27日の5年2ヶ月間、地目畑、面積1万4,594㎡、合計面積1万4,594㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和2年12月31日から令和12年12月30日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ7,573㎡及び2万2,684㎡、合計面積3万2,577㎡、利用権の設定をする者4人、受ける者1人です。

内訳については23ページを、詳細については24ページから32ページをご覧ください。

続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。33ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和2年12月31日から令和7年12月30日の5年間、地目畑、面積1万3,893㎡、合計面積1万3,893㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者4人です。

2段目です。期間が令和2年12月31日から令和8年2月27日の5年2ヶ月間、地目畑、面積1万4,594㎡、合計面積1万4,594㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和2年12月31日から令和12年12月30日の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ7,573㎡及び2万2,684㎡、合計面積3万2,577㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

内訳については34ページを、詳細については35ページから41ページをご覧ください。

以上、で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

農地中間管理事業を除きまして、利用権の設定番号1から4及び所有権移転整理番号1から2について、担当委員の報告をお願いします。

議長 播類

○整理番号1番は、私が担当委員ですので、報告をさせていただきます。

12月20日13時、担当推進委員・借人立ち会いで、現地の確認をいたしました。

現地には、牧草播種後で一部発芽している状況でした。

借人は、認定農業者で、機械も一式そろっており、技術も兼ね備えております。

貸人は、東京立川市に住まいの方で、電話で確認をいたしました。

対価等申請どおり間違いありませんでした。審議等よろしくお願いいたします。

1番委員

○はい、1番です。整理番号2について報告をいたします。

12月20日に、借人・推進委員ともに現地調査をいたしましたので報告をいたします。

借人につきましては、現在法人化しておりますが、以前は、個人経営の畜産農家でありました。

貸人につきましては、土地持ち非農家ということになっております。

	<p>貸人借人は、親戚関係にありまして、今回、牧草を作付するということの話し合いによりまして、申請を行ったところであります。</p> <p>貸人につきましては、今施設に入っているということでありまして、子供さんに確認をとったところですが、申請どおり間違いありませんでした。以上です。</p>
3番委員	<p>○3番です。整理番号3について報告をいたします。</p> <p>12月9日に、貸人立ち会いのもと、現地調査を行いました。借人は、水稻・安納イモを経営する国上在住の認定農業者です。</p> <p>以前は、牧草地として貸していたそうですが、水田のためぬかるということで返還されて、その後は保全管理のみ行っていて整地されていまして。</p> <p>借人は、農業機械についても一式そろっておりまして、経営技術についても申し分ありません。</p> <p>なお、貸人には電話で確認をしております。</p> <p>以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上で説明を終わります。</p>
12番委員	<p>○12番です。整理番号4について報告をいたします。</p> <p>12月24日15時、借人立ち会いで、現地調査を行いました。借人は、安納いも・水稻・肉用牛を生産する現和校区在住の認定農業者です。</p> <p>貸人は土地持ち非農家であり、同地域に住んでいる借人にお願いをしたいとのことでした。</p> <p>借人は、申請地を耕耘しており、来年は米を作付けしたいとのことでした。</p> <p>農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。</p> <p>貸人とは、電話にて確認をとりました。</p> <p>以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
6番委員	<p>○6番です。17ページ、所有権の移転のところでございます。</p> <p>整理番号1について報告をいたします。</p> <p>譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。</p> <p>譲受人と譲渡人は親戚でございます。</p> <p>譲受人は、ヒサカキ・ロベ・キビ等を作付している認定新規就農者でございます。</p> <p>譲渡人は、土地持ち非農家であり、当申請地は、面積も5畝と狭いところでございます。今回、無償贈与ということで話がまとまったようでございます。</p> <p>当地には既にヒサカキが植えられていまして。</p> <p>認定新規就農者ということで、いろいろ研修を受けながら頑張っているようでございます。</p> <p>なお、譲渡人には、面談の上確認をとっております。双方確認の上、許可相当だと思っております。以上です。</p>
12番委員	<p>○12番です。整理番号2について報告をいたします。</p> <p>12月24日14時、譲受人立ち会いで現地調査を行いました。</p> <p>譲受人は、肉用牛、親牛23頭子牛24頭を飼育する認定農業者です。</p> <p>譲渡人譲受人は親子関係です。</p> <p>譲渡人が、3年前牛舎を建て、隣の畑には牧草をつくっておりました。譲渡人は高齢となり、体調もすぐれないので、今回、息子への贈与となったそうです。</p> <p>譲受人は、今後増頭していきたいとのことでした。農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。</p> <p>譲渡人とは、電話にて確認をとりました。</p> <p>以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>○ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局また担当委員のほうから報告がありました。皆さんのほうから何かこの件について質疑等ありましたら、</p>

		挙手をお願いいたします。 (挙手なし)
	議長	○意見はないようですので、議案第59号を採決いたします。 農用地利用集積計画策定に係る意見について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	議長	(全員挙手) ○ありがとうございました。全員の賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。
日程第8号 2議案第60号	議長	○続きまして、日程第7号議案第60号荒廃農地の非農地判断についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします
	事務局	日程第8議案第60号荒廃農地の非農地判断についてです。資料は42ページから64ページです。 421筆、合計面積50万3,489㎡を提案させていただいております。 担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかを整理番号1番から順番にご報告ください。以上です。
	議長 4番委員	○はい。それでは、1番から、私のほうから、報告をしたいと思います。 1番山林非農地、2番から10番まで原野、11、12番が農地です。 それから、13番は耕作する意志がありましたので農地です。 14番山林、15から18番原野、19番田農地です。20番畑農地です。21番雑種地、22番山林、23番山林、24番田、25番原野、26番27番28番山林です。29番原野、30番山林、31番山林、32番雑種地、32番33番34番35番が原野、36番37番山林、38番39番雑種地です。以上です。
	5番委員	○5番です。 40原野、41宅地、42、43原野、44畑、45畑、46山林、47、48原野、49・50畑、51原野、52から55までが山林、56畑、57原野、58から60までが山林、61原野、62山林63も山林、64原野、65畑、66雑種地、鉄塔が建っています。 67田、68、69原野、70山林、71原野、72雑種地、73原野、74原野、75山林、76から92までが原野、93山林、94から96までが原野、97畑、以上です。
	1番委員	○はい、1番です。 98が原野、99と100が山林、101が原野、102、103、104が山林、105、106、107が原野、108が原野、以上です。
	2番委員	○2番です。109番雑種地、110番111、112までが山林です。 113、114、115、116までが雑種地、117が原野です。以上です。
	3番委員	○3番です。118、119山林です。 120から126まで、原野です。127が畑です。128から131までが原野です。132が山林です。133から139までが原野です。140が山林です。141から145が原野です。146が山林です。147、148が原野です。149が畑です。150から154までが原野です。155が畑です。156、157が原野です。158が畑です。159が原野です。160、161が山林です。162、163が原野です。164、165が山林です。166から168が原野です。169が山林です。170から172まで原野です。173が山林です。174が畑です。175から178が原野です。179から183までが山林です。184が原野です。185が畑です。186が原野です。187が山林です。188が原野です。189が山林です。190が山林です。191、192が畑です。193から195が原野です。196、197が畑です。198が山林です。199が原野です。200、201が山林です。202が畑です。203が原野です。204から206が山林です。以上です。
	6番委員	○6番です。207山林、208原野、209田、211、212、213までが原野です。 214山林、215原野、216、217、218山林、219から223まで原野、224山林、225山林、226、227原野、228、229、230原野、231山林、232原野、233、234、235、236まで山林、237原野、

	以上です。
7番委員	○238山林、239から245まで原野、以上です。
8番委員	○8番です。百の桁は省略して報告します。46番原野です。47番原野です。48番から52番まで山林です。53番原野、54番山林、55番畑、56番原野、57番山林、58番原野、59番原野、60番山林、61番から74番までが原野です。75番原野、76番原野、77番原野、78番原野、79番山林です。80番畑、81番原野、以上です。
9番委員	○9番です。282番から295番まで原野、296畑、297原野、298、299山林、300から307原野、308山林、309、310原野、311山林、312畑、313から327まで原野、328畑、329原野、330山林、331、332原野、333から338山林、339から341原野、342山林、343から347原野、348、349畑、350は田、351、352原野、以上です。
10番委員	○353原野、354原野、355山林、356原野、357山林、358から362まで原野、363から364原野、365山林、366、367原野、368原野、369畑、370原野、371原野、372山林、373雑種地です。以上です。
11番委員	○11番です。374原野、375畑、以上です。
12番委員	○12番です。376から378原野、379から382山林、383から388原野、389、390山林、391原野、392畑、393から400山林、401原野、402、403山林、404原野、405山林、406、407、408原野、409山林、410原野、以上です。
13番委員	○13番です。411山林、412畑、413宅地、414山林、415山林、以上です。
14番委員	○14番です。416番原野、417番山林、418番山林、419、420原野、421も原野です。以上です。
議長	○ありがとうございました。ただいま担当委員のほうからそれぞれ報告がありましたけれども、皆さんのほうから何か質問等ありましたら、挙手をお願いをいたします。 (挙手あり)
8番委員	○すいません8番です。ただいま読み上げられた非農地の判断について、ざっと目を通して皆さんもお気づきだと思うんですけども、私が調査したところも、大字国上が非常に多くて、3番委員とそれから9番委員がご報告された調査内容も、全体の三分の一が国上ということで、非常に国上が高齢化が進んで、非農地が増えてるということで、ゆくゆくはいずれ山林に変わっていくんだらうなと危惧するところですけども、この問題について会長を含め、事務局としてはどのような対策を進めていく考えを持っておられるのかちょっとお伺いをしたいと思います。
議長	○事務局
事務局	○事務局から説明いたします。ご指摘とおり国上においては、かなり農地の遊休化が進んでいます。国上においては、2年前より校区が中心となり、遊休化している団地を圃場整備したいのとの要望があります。現在、担当農業委員さんと校区の役員さんが農地中間管理機構関連農地整備事業を活用するため、担い手の認定農業者の貸借意向確認のため検討会を実施しています。また、事務局においては、その事業実施要望農地の法定相続人等の調査を行いまして、担当農業委員に情報を提供しました。本市における遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、その他で触れますが、本市の農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しの中では、農地の利用状況調査と利用意向調査で把握した利用意向をもとに、指導や説明などの相談活動を行い、農地中間管理機構の利用推進や受け手農家の掘り起しなどを行うとともに、非農地判断も継続して行い、守るべき農地の明確化を行いたいと考えています。併せて、担い手等認定農業者の皆さんからは、使い勝手の良い基盤整備をして欲しいとの要望等もございますので、機会を捉えて、農業委員会法第38条に規定する関係行政機関等への

	<p>意見の提出を踏まえまして、その具体的な内容については、今後総会で継続的に協議していただきたいと考えています。</p> <p>以上、事務局としての考えを述べさせていただきました。</p>
議長(会長)	<p>○私としては、遊休農地の面積については、県が令和5年度目標0haを掲げておりました、西之表の場合、非常に難しいものとなっております。</p> <p>西之表市の遊休農地の解消については、皆さん農業委員の取り組みによる農地中間管理事業のほか市単独の遊休農地解消対策事業の活用等の推進や農家自助努力により解消されています。</p> <p>国上校区は、他校区と比べて耕地整備等基盤整備が進んでいないところで、ご指摘のとおり遊休農地・荒廃農地が増加しています。その中で国上校区の取り組みは、事務局から説明がありましたように、農業委員会としても、遊休農地の発生防止・解消の活動の一環として、担当委員のご理解ご協力をいただきながら、校区と連携して取り組みたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
8 番委員	<p>○はいありがとうございます。先日私、全中、全国農協中央会それから鹿児島県中央会と一緒に農林水産大臣への要請活動に参加してまいりました。</p> <p>その中で、今抱えている農業問題、荒廃農地、遊休農地の問題を訴えてまいりました。</p> <p>ただいまの説明がありましたけれども、やはり、補助率の高い事業もあるということなので、ぜひ、事業実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>要請の中で伺ったところ、まずその条件として、農地を名寄せするということが条件だというふうに伺いましたので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>併せて、農業後継者の対策についても訴えてまいりました。高齢化でいないということ、農業後継者がいないわけではないと、農業を継ぐにも続けない状況だということも重ねてお願いをしてきましたので、これまでも、含めまして、農業委員会としても考えていただきたいと思います。以上です。</p>
議長(会長)	<p>○はい、ありがとうございます。そうなんです、やっぱり儲からないことには、後継者はなかなかできにくい、だから、もうかる農業を目指してやっていかなければならないと思います。</p> <p>また、西之表市長期振興計画の中にも、これは一応位置づけられておりますので、実現するように、我々農業委員も協力していきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに皆さんのほうから、はい。</p>
9 番委員	<p>○すみません。前回の調査をするときにですね、雑種地っていうのは余りないようなことを説明されたような気がするんですけど、雑種地とはどのような状態の土地なるんですかね。</p>
事務局	<p>○雑種地とは、駐車場とか資材置場など、実際、地目の中にないもの、法令等で特定された用途に分類されないところ、例えば、草が繁茂し木はまだ小さいところは原野となりますが、原野としてそのまま放置している状態でなくて、駐車場とか資材置場などに利用されているところが雑種地になります。</p>
議長	<p>○地目は、法例によって、土地の用途利用状況に応じて指定されますが、雑種地の定義づけとしては、田、畑、山林、原野などほか22種類の用途いずれにも該当しない土地のことです。</p> <p>事務局から説明があったとおりです。よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに。</p>
議長	<p>(挙手なし)</p> <p>○それでは無いようですので議案第60号を採決いたします。</p> <p>原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>○ありがとうございます。全員の賛成ですので、原案どおり非農地に決定いたしました。</p>

		後日、所有者等に対して非農地通知を発出します
日程第9号 2議案第61号	議長	○日程第9号議案第61号令和元年度西之表市地籍調査事業に伴う地目変更についてを審議します。
	事務局	事務局の説明をお願いします。
		○日程第9号議案第61号令和元年度西之表市地籍調査事業に伴う地目変更についてを説明します。資料は65ページから124ページです。
		この案件につきましては、財産監理課地籍調査係より、国土調査法による地籍調査を実施した結果の地目変更について照会がありました。
		地区については、大字住吉地区の一部となっております。
		農地から農地以外になったものが、499筆、面積18万9,617㎡ 農地以外から農地になったものが、40筆、2万3,439㎡となっております。
		委員の皆様のご審議をお願いいたします。
	議長	○ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。
	7番委員	担当委員の調査報告をお願いします。
		○7番です。議案第61号令和元年度西之表市地籍調査事業に伴う地目変更についてを説明します。
		この案件につきましては、12月8日午前9時より、13番委員、担当推進委員、財産監理課地籍調査係の職員2名と事務局立会いの下、現地調査を実施いたしました。
		場所は、住吉の病院を中心にした区域が対象でありました。
		農地以外へ変更されたものは、議案書に記載されているように、地籍調査後、地籍調査係で地目変更が必要と判断され、てかなり以前から農地としての利用がなく、今回変更しようする地目として利用されているものでした。
		調査の結果、65ページから124ページに記載されている地目の変更については、地籍調査のとおりであることを確認しましたので報告いたします。以上です
	議長	○ありがとうございます。それでは審議のほうに入りたいと思います。
		ただいま説明がありましたけれども、皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。
		(挙手無し)
	議長	○それでは無いようですので議案第61号を採決いたします。
		原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	○ありがとうございます。全員の賛成ですので、原案どおり非農地に決定いたしました。
		後日、財産監理課に対して回答します。
		以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。
4. その他	会長 事務局	○次は、その他であります。事務局のご説明します。
		(西之表市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針(案)について、説明) (サツマイモ基腐病対策に係る遊休農地解釈解消対策事業の活用について説明) (1月のスケジュールについて説明) (貸したい借りたいの総点検と活動記録簿の提出について)
	3番委員 事務局長	(牛のセリ開催日と総会日の調整について) ○事務局からは、以上であります。
		ほか皆さんから情報提供等ございませんか。
5. 閉 会	事務局長	○以上をもちまして、令和2年12月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

16時45分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和3年1月25日

西之表市農業委員会 会長 _____ ⑩

西之表市農業委員会 14番委員 _____ ⑩

西之表市農業委員会 1番委員 _____ ⑩